

平成 28 年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会 地域密着型サービス運営委員会 会議録

日時 平成 28 年 8 月 17 日（水）午後 3 時

場所 八戸市公民館 2 階会議室

○出席者（9名）

坂本分科会長、深川委員、館花委員、山田委員、佐々木委員、浮木委員、中谷委員、小泉委員、慶長委員

○欠席委員

なし

○事務局（11名）

工藤健康部長、前田健康部次長兼介護保険課長

[介護保険課] 岩崎副参事、佐藤副参事、前田主査、小檜山主査、松井主査兼介護支援専門員、
下平主事兼介護支援専門員、田村主事兼介護支援専門員、小野寺主事、細川主事

事務局（佐藤副参事）：ただいまから、平成28年度第1回地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。本日の出席は、9名全員となっておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。それでは、議長は坂本分科会長に務めていただきます。坂本分科会長よろしくお願いたします。

坂本会長：会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

今回は、委員の改選が行われて初めての地域密着型サービス運営委員会ということになります。今年度は、第6期高齢者福祉計画に基づいて公募しておりました第2次募集におけるショート付ミニ特養とグループホームの2種類の地域密着型サービス事業者を選定していくこととなりますのでよろしくお願いたします。

さて、本日の議事ですが、まず、第6期計画基盤整備一次審査結果について御審議いただき、二次審査へ進む対象法人を決定いたしたいと思っております。

次に、第6期計画基盤整備二次審査や地域密着型サービス開設予定事業者の事業内容等変更について、事務局から説明がありますので、引き続き御審議をよろしくお願したいと思っております。

また、地域密着型通所介護事業所の開設について、今回が初めてとなりますが、御意見等をいただく予定となっております。より質の高い事業所指定のため、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願申し上げます、御挨拶といたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めて参ります。

(1) 第6期計画サービス基盤整備一次審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局（前田主査）：介護保険課の前田と申します。座って御説明いたします。

それでは、本日お配りしました資料の「(1) 第6期計画サービス基盤整備一次審査結果について」の1ページ目をお開きください。こちらは、今回応募がございました法人の一次審査結果の一覧です。一次審査は、決められた審査項目を応募法人が自己採点し、採点結果とその根拠となる資料を提出してもらい、それを事務局で評価基準に従って適正に採点されているかどうかを審査するものです。

サービス毎の審査結果について御説明いたしますと、1の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、今回2事業者の募集に対し、有限会社ゆき、医療法人謙昌会の2者の応募がございました。うち1位は、有限会社ゆきで、白銀・湊圏域を設置予定地とし、50点の配点中、自己採点結果、一次審査結果とも48点となっております。2位は、医療法人謙昌会で、大館・東圏域を設置予定地とし、自己採点結果、一次審査結果とも46点となっております。二次審査対象法人欄にチェックがございしますが、これは点数上、二次審査へ進むことができる法人を表しており、2者とも二次審査対象法人として進むことになります。

続きまして、2の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆるミニ特養は、1事業者の募集に対し、社会福祉法人ぶさん会、社会福祉法人素心の会、(仮称)社会福祉法人八戸学院、社会福祉法人寿栄会の4者が応募しておりましたが、社会福祉法人寿栄会は法人都合による辞退職出書を提出し、応募を辞退されましたので3者となっております。社会福祉法人八戸学院が仮称となっているのは、今現在は社会福祉法人を設立しておらず、選定された際に設立する予定であるためです。このうち1位は、社会福祉法人ぶさん会で、三八城・根城圏域を設置予定地とし、50点の配点中、自己採点結果50点、一次審査結果は48点となっております。減点した理由については、後ほど御説明いたします。2位は、社会福祉法人素心の会で、下長・上長圏域を設置予定とし、自己採点結果48点、一次審査結果46点となっております。3位は、(仮称)社会福祉法人八戸学院で、白銀南・鮫・南浜圏域を設置予定とし、自己採点結果36点、一次審査結果34点となっております。ミニ特養については、二次審査へ進むことができる法人は上位3者となっておりますので、全ての法人が二次審査へ進むこととなります。

続いて、2ページを御覧ください。2ページ以降は、各サービスの審査結果の詳細となっております。

2ページから4ページは、グループホームの審査結果となっております。表の見方についてですが、左側の表が一次審査項目と評価基準及びそれぞれの配点となり、右側の表が2法人それぞれ

れの一次審査結果欄になります。この審査結果は、一次審査項目を抽出して作成しているため、審査項目の番号が飛んでいる箇所がございます。例えば、3ページをお開きいただきたいのですが、3設備計画の状況の審査項目のところに、①設備（建物）の状況とありますが、その下は③の項目になっております。本来、②、④の審査項目もございますが、②、④は二次審査項目であるため表記を省いているものです。

4ページを御覧ください。8特別減算項目についてですが、現時点でお伺いいたします。委員の皆さまに脅迫や威嚇、贈賄、名誉毀損等、公平な審査を妨害するような行為を行った法人はございませんでしょうか。この項目は選定を受けるまで有効ですので、万が一該当するような事実がございましたら、後日でも構いませんので事務局に御報告いただければと思います。

なお、事務局では、現時点で特別減算項目に該当する事実は確認しておりませんが、今後の審査過程においても評価基準に示されている事項が判明した場合は、評価点数の減点又は失格となりますので審査結果欄は空欄としております。

5ページをお開きください。5ページから7ページは、ミニ特養の一次審査結果となっております。

6ページの3設備計画の状況、「⑤建築(改修)計画又は賃貸借契約の状況」の「建築(改修)計画は妥当か。」という審査項目についてですが、3者とも自己資金の比率が評価基準を下回っていたため、自己採点した2点から0点へ減点しております。

ただいま御説明いたしました一次審査結果については、本委員会終了後に市のホームページへ掲載いたします。

以上で（1）第6期計画サービス基盤整備一次審査結果についての御説明を終わります。

坂本会長：ただ今、事務局から説明がありましたが、御質問等ございませんか。館花委員。

館花委員：八戸学院は選定された際に法人を設立するとありますが、選定されない場合は設立しないということですか。

事務局（佐藤副参事）：特別養護老人ホームを設立するためには社会福祉法人であることが必須となっております。選定されない場合は、別に目的があるのであれば社会福祉法人を設立することになるのではないのでしょうか。

坂本会長：ほかに御質問等ございませんか。ないようですので、それでは、この報告を了承したものと取り扱うことにいたします。

次に、議事の（2）第6期計画サービス基盤整備二次審査について、事務局から説明をお願いします。

事務局（前田主査）：まずはじめに、「(2) 第6期計画サービス基盤整備二次審査について」の資料についてですが、同じタイトルの資料が二種類ございますので、再度確認させていただきます。一つは事前に配布しておりました縦型のもの、もう一つは本日配布いたしました、(当日配布分)と記してございます横型のものとなっております。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本日お配りしました「(2) 第6期計画サービス基盤整備二次審査について (当日配布分)」の1ページをお開き下さい。1ページ目は二次審査の概要となっております。二次審査は2つのサービスをそれぞれ審査していただくこととなりますが、審査や評価点の算出については共通の方法を用いていただくこととなります。

まず審査方法ですが、応募法人には二次審査項目に沿って作成した資料を基に15分間のプレゼンテーションを行っていただき、審査員の皆さまには、その内容とその後の質疑応答を経て審査項目ごとに採点していただきます。採点結果については、別紙1「平成28年度八戸市地域密着型サービス事業者選定二次審査採点票」に記載していただくこととなります。

別紙1の採点票は、事前に配布しておりました縦型の資料、「(2) 第6期計画サービス基盤整備二次審査について」の表紙をめくるとございますので、御覧下さい。

なお、こちらの資料の内容についてですが、前半別紙1の採点票、後半別紙2の評価基準で構成されております。ただいまよりこの二つについて御説明いたします。

1ページ目はグループホームの採点票となります。審査は審査員の皆さまが採点しやすいように、二次審査資料、プレゼンテーション共に審査項目ごとの順番で進めます。こちらの採点票でも審査項目の番号が飛んでおりますが、これは、委員の皆様が審査いただく二次審査のところのみを抽出したためです。実際の採点方法ですが、1番の「設置希望者の状況」の3番、設置の理念で例えますと、こちらは設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか、という審査項目に対し、これを応募者が作成した資料に基づくプレゼンテーションをお聞きになった上で、理念、熱意が顕著に認められる場合には基準点のところに記した2点を、認められるという場合には1点を、理念・熱意が認められないという場合には0点を網掛けしている評価点欄のところに記入していただくこととなります。なお、この基準点はあくまでも目安であり、実際に採点する際には、基準点の範囲内、すなわち2点から0点の間で小数点第1位まで採点可能とし、0.5刻みで目盛をつけております。こちらは採点する際の目安をつける場合やメモ書き等に御活用いただきたいと考えております。

審査員の皆様にはこれを1法人につき1枚、2つのサービスで考えると2次審査対象としている5法人分を採点いただくこととなります。採点の留意点としては、例えば1.3点や、マイナスの項目があるところについてはマイナス0.5点というような採点も基準点の範囲内であれば良い

こととなります。ただし、小数点第2位で採点された場合や基準点の範囲外で採点された場合はその評価項目の採点は無効となります。当日審査用の採点票につきましては、サービスごとに右上の網掛けのところに法人名を記載し、審査員氏名の記入欄を設けまして、二次審査資料とともにプレゼンテーションの1週間位前に郵送する予定ですのでよろしくお願ひします。

次に同じ資料の後半にございます、別紙2の「平成28年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」について御説明いたします。この評価基準は別紙1の審査票の審査項目についてその解釈や評価点の算出方法を定めたもので、採点・審査を行うにあたって指標の1つとなるものです。

例として、「1設置希望者の状況」について御説明いたします。「③設置の理念」のうち「設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか」という項目についてですが、設置に当たっての理念や応募した理由などを確認し、評価する項目となります。

「④介護保険制度・介護サービスの理解」という項目は、介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準などをどの程度理解した上で応募しているかを評価する項目となります。

また、審査項目「3設備計画の状況」のうち、「②利用者への配慮」の「利用者の特性に配慮した構造、設備か」は、備考欄にある基準を満たしながら、それぞれの配置に工夫がみられるかどうかを評価することとなります。

このように、それぞれの項目を評価基準に沿って採点していただきます。

それでは、「当日配布分」の横型の資料の方、二次審査概要の審査方法の説明に戻りたいと思います。

審査員が二次審査に出席できない場合は、事前に配布する二次審査資料で審査可能であると審査員が判断し、事前に採点した審査項目については、その審査員の評価点として算定いたします。次に評価点の算出方法になりますが、最高点と最低点をつけた審査員の評価点を除いて平均したものを各審査項目の評価点といたします。そしてその評価点の合計点数を最終的な二次審査評価点といたします。今の説明については、配点3点の審査項目の評価点算出例を記載しておりますので御覧下さい。9名の委員がそれぞれ3点の基準点の範囲内でこのように採点したとしますと、まず9名の中で最高点をつけたA委員の3点を除き、次に最低点をつけたE委員の1点を除いた上で、他の7名の委員の採点を合計して平均点を算出します。この場合、平均しますと小数点第2位を四捨五入した2.4点がこの審査項目における評価点となります。なお、米印の2つ目ですが、仮に最高点又は最低点をつけた委員の方が複数いた場合でも、それぞれ1名分を除いて平均点を算出することとなります。そのため9名の委員で採点する場合には、常に7名の委員の点数で平均点を算出することとなります。

次は審査員の皆様に審査していただく項目数ですが、どちらのサービスも27項目あります。審査項目詳細については、先ほど御覧いただいた別紙1採点票のとおりとなっております。

では2ページを御覧下さい。こちらは二次審査のスケジュールになりますが、最初に1法人当たりの二次審査の時間配分を示しております。1法人15分以内という設定時間とし、この設定時間は厳守とします。プレゼンテーションの順番につきましては、サービスごとに一次審査結果点数の下位の法人からといたします。

次に質疑応答の時間ですが、10分程度ということをお願いしたいと考えております。うち、冒頭には事務局によるサービスごと共通の質疑応答の時間を頂き、その後審査員の皆様による質疑応答に入らせていただきたいと思いますと考えております。

この質疑応答の10分についてはあくまでも目安であり、審査員のヒアリング中に打ち切るということはいたしませんので、遠慮せずヒアリングしていただきますようお願いいたします。

次に採点時間ですが、質疑応答終了後の5分間を、全てのプレゼンテーション終了後に設けております。

さて、(2) 2次審査当日のスケジュールについてですが、10月17日月曜日に開催し、全部で5法人の審査を予定しております。

次にタイムスケジュールについてですが、プレゼンテーション当日は13時に開会し、事務局から二次審査方法の御説明をさし上げた後にグループホームの2法人、その後10分間の休憩を挟んで、ミニ特養の2法人を行う予定としております。再び10分間の休憩を挟んで、最後にミニ特養の残り1法人を審査いただきたいと思いますと考えております。

予定では16時15分閉会としておりますが、進行に遅れがあればこれより伸びることも予想されます。また、採点がお済みでない場合は、閉会后であっても採点いただけるよう配慮いたします。なお、採点票を御提出いただいた方からお帰りいただくこととなります。以上までが二次審査の大まかな説明になります。

3ページをお開きください。今後のスケジュールについてですが、応募法人に対する一次審査結果通知後、二次審査対象法人には10月3日までに、二次審査資料の提出を求めます。提出された資料は事務局のほうで取りまとめ、ファイリングしてプレゼンテーション開催日の概ね1週間前に採点票とともに審査員の皆様へお送りする予定です。資料と採点票はプレゼンテーション当日にお持ちいただくこととなりますが、資料等が届きましたら、一通り目を通していただき、ある程度点数の目安をつけていただいた上でプレゼンテーションに臨んでいただくと、審査当日の採点がスムーズかと存じます。お忙しいとは思いますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。採点票は二次審査当日に全て回収いたしますが、正確性を期すため、集計作業は10

月から11月上旬にかけて行いまして、それぞれの設置候補者を選定したいと考えております。この選定結果につきましては、11月14日開催予定の介護・高齢福祉部会で御報告の上決定したいと考えております。

次に審査結果の公表についてですが、審査の公平性、透明性を図るため、2次審査の審査結果につきましても市のホームページへ公表いたします。なお、採点いただく審査員名については、A委員、B委員、C委員と、特定できない形で公表いたします。

最後に、ただいま御説明いたしました2次審査につきまして、御意見・御質問等ございましたら、8月31日木曜日までに電話又はFAX等で事務局へお問い合わせください。

以上で、(2)第6期計画サービス基盤整備二次審査についての説明を終わります。

坂本会長：ただ今、事務局から説明がありましたが、御質問等ございませんか。

ないようですので、事務局から説明がありましたとおり、今回は二次審査を行っていきたいと思います。

さて、次の議事の進行については、事務局にお願いしたいと思います。

事務局（佐藤副参事）：坂本会長ありがとうございました。

それでは次第に従いましてこれより「(3)地域密着型サービス開設予定事業者の事業内容等変更について」事務局から説明いたします。

事務局（前田主査）：それでは、お手持ちの資料の「(3)地域密着型サービス開設予定事業者の事業内容等変更について」を御覧ください。平成27年度八戸市地域密着型サービス事業者募集要綱第10条(2)において、「選定された事業者に事業計画等の変更がある場合は、特段の事情がある場合又は利用者にとってより良い変更であると認められる場合以外には、選定時以降の変更は認めないこととする」と規定しておりました。

このことを踏まえて、社会福祉法人道友会から工事内容変更の申し出がございましたので、変更箇所の概要について御説明いたします。

主な変更内容については、①食堂兼機能訓練室の面積の増床、②トイレ、浴室、事務室、静養室等を専用に設置する。となっております。

説明は以上でございます。

事務局（佐藤副参事）：委員の皆様におかれましては、この変更内容が資料に記載の要綱に定める特段の事情がある場合又は利用者にとってより良い変更該当するか否かも含め、御審議いただいた上で、問題がなければ承認という御判断を賜りたいと考えております。

なお、社会福祉法人道友会の変更内容についてですが、直接事業者から説明していただくのが適当な内容と判断したことから、これより社会福祉法人道友会の説明を受け、次に委員の皆様と

の質疑応答の時間を設けた上で、最後に承認について伺うといった流れで進めて参りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより社会福祉法人道友会からの説明を受けることといたします。本日配布した説明資料を御覧になりながらお待ちください。

資料等の御準備はよろしいでしょうか。

それでは、社会福祉法人道友会さんお願いいたします。

社会福祉法人道友会：皆様こんにちは。社会福祉法人道友会の田中と申します。本日、事業変更の提案について説明をさせていただきたいと思いますので、大変恐縮でございますが座らせていただき、御説明させていただきたいと思います。

認知症対応型通所介護事業における変更点というところで、私ども道友会では、御利用いただきます利用者様にとって、より良い変更というところで、既存の施設を増改築いたしまして変更のほうをしていきたいというように提案させていただきました。

資料にありますとおり、居室面積の増床、また共用部分のほうをなるべく減少させていただきまして、具体的には、食堂兼機能訓練室の面積の増床。トイレ、浴室、事務室、静養室等を専用に設置する。というような形で、今現在行っております通常の通所介護事業と新しく29年4月1日より開設いたします認知症対応型通所介護事業と行うスペースの区別をよりはっきりと明確につけるためにこのような変更を提案させていただいた次第でございます。以上の改善点をもって認知症対応型通所介護事業の利用者様に、当初の計画と比較し、より快適で安全、安心なサービスを提供するため、設計変更をお願いしたいと思ひ提案させていただきました。

説明は以上になります。

事務局（佐藤副参事）：ただいまの説明に対しまして、何か御質問等ございませんでしょうか。山田委員、お願いいたします。

山田委員：居室面積の一番下、特別浴室のところも変更として書いてありますが、面積等も変更ないようですが、何か変更した部分があるのですか。

社会福祉法人道友会：図面のほうを見ていただくと分かると思うんですが、左下の方に認知症対応型の増改築部分をつけさせていただくにあたって、左上の部分から右側の部分はデイサービスまたは在宅介護支援センターの設備の部分を用途変更させていただいて対応していくような形となっております。それに伴って特別浴室、こちらの方は特段変更はございません。ただ、当初の予定でしたら左下の部分に認知症対応型の専用スペースというのがなかったので、左下のほうに新しく浴室が増えております。そちらの方にも簡易的なリフト等を設置する予定ではありますので、その分特別浴室の方の使用頻度というところが、重度の方のみこちらの通常の通所介護

事業と併用していただいて、軽度の方は左下の方に新しく設置しました浴室の方で対応させていただくような計画となっております。

山田委員：ありがとうございます。

事務局（佐藤副参事）：他に御質問等ございませんでしょうか。館花委員、お願いいたします。

館花委員：質問というより確認なんですけど、この変更前変更後のそれぞれの面積は、図面と照らし合わせたときに、新しく建てる部分の単独の面積なのか、全体を足している面積なのか、例えば浴室の20.86と特別浴室の14.22とありますが、この20.86というのはどこどこを足した面積になるのでしょうか。

社会福祉法人道友会：浴室の方は、20.86というのは左下に新しく設置させていただきました浴室のスペースで、浴室、脱衣室、前室を足したものとなっております。変更前の49.6というところが右上のほうに元から設置されております設備の浴室の面積となっております。

館花委員：脱衣室等含めての面積なんですね。単純に浴室の面積かと思っていました。するとこの49.6から20.86に、半分くらいになるというのは、これはどう解釈すればいいですか。

社会福祉法人道友会：49.6を今現在通常の通所介護のほうで、35名定員でご利用いただいています。それに加えて今12名の認知症対応型通所介護の御利用を見込んでいる中で、当初の計画では、12名と35名を足した人数が共用で49.6の浴室を御利用いただく予定でございました。こちらが、認知症通所介護のほうと、通常のほうと明確に区分した上で浴室を分けてご利用いただくというような内容に変更となっております。

館花委員：それじゃあ、狭くなるというわけではないんですね。

社会福祉法人道友会：はい、その通りです。

館花委員：どうもありがとうございました。

事務局（佐藤副参事）：他に御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この変更内容を承認することとしてよろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局（佐藤副参事）：それでは、「社会福祉法人道友会」の変更内容を承認することとさせていただきます。

以上で社会福祉法人道友会は退室となります。お疲れ様でした。

事務局（佐藤副参事）：それでは、本日最後の議事に入らせていただきます。

(4)「地域密着型通所介護事業所の開設について」ですが、まずは事務局から説明を受けた後に、開設希望があった事業者から直接説明を受け、次に委員の皆様から指定に当たっての御意見等を賜る流れで進めて参りたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、先に事務局からの説明に入らせていただきます。

事務局（松井主査兼介護支援専門員）：介護保険課の松井と申します。資料（４）地域密着型通所介護の開設について御説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

平成28年4月1日から、定員が18名以下の通所介護は、県が指定・指導監督する居宅サービスから、市町村が指定・指導監督する地域密着型サービスに位置づけられました。

地域密着型通所介護につきましては、第6期の高齢者福祉計画において、新規開設を見込んでおりませんが、新規開設に伴う指定申請については、基準を満たしている場合は介護保険法第78条の2の規定により原則、指定することとなります。

八戸市におきましては、平成28年2月15日開催の介護高齢福祉部会にて、地域密着型通所介護の事業所指定は、当委員会で開設希望者からの事業計画等の説明の後、委員の皆様からの御意見等をいただき、申請手続を進めることとしております。

なお、開設事業者からの説明、及び委員の皆様からの御意見等につきましては、サービスの質の向上を目的とするものであり、指定の適否を審議するものではないことをあらかじめ御了承ください。

また、今回いただいた御意見等につきましては、それぞれの事業者において検討の上、申請手続を進めていただくものとします。

以上で説明を終わります。

事務局（佐藤副参事）：それでは次に、開設希望がありました2者のうち「有限会社よもぎ」さんから事業内容等について説明を受けたいと思います。

資料等の御準備はよろしいでしょうか。それでは、有限会社よもぎさん、お願いいたします。

有限会社よもぎ：有限会社よもぎの川村です。よろしく申し上げます。事業のほうの説明をします。

地域密着型のデイサービスということで、ストレッチと筋力トレーニングの方を行いながら、慢性的な痛みやしびれのある利用者さんたちに対して鍼灸を取り入れながら、もしくは組み合わせ、痛み軽減するようにデイサービスのほうを提供していきたいと思っています。鍼灸の方は、疾病のほうにはある程度なんでも対応できると考えておりますが、糖尿のある患者さんや、高血圧の方たちの回復には効果があると考えておりますので、やってみたいと考えております。

以上です。

事務局（佐藤副参事）：ただいまの説明に対しまして、何か御意見等ございませんでしょうか。小泉委員、お願いします。

小泉委員：鍼灸院デイサービスということで、八戸では初めてですかね、鍼灸という名前をつけてやるのは。すごく珍しくて、皆様にとっては選択の幅が広がるのかなと思っていました。で、鍼灸というのは、そもそもなんですけど、デイサービスということで、通所介護ということになると思うんですが、介護の機能訓練として行うのですか。

有限会社よもぎ：機能訓練は、ストレッチと運動になると思います。鍼灸は保険外ということで、まあ保険の時間外ということで、希望によって、と考えてございます。

小泉委員：時間外でやるということですか。

有限会社よもぎ：そうです。介護保険の中には鍼灸はたぶん、入ってないと思うんですけど。

小泉委員：時間外でやるんですが、名前は鍼灸院ということで。

有限会社よもぎ：はい。

小泉委員：そうなんです。希望に応じてということであれば、利用者さん全員にやるということではないということですか。

有限会社よもぎ：うーん、いや、やることはやっています。ただ、中にはやりたくないという方もいるとは思うので、強制はしないんですけれども。

小泉委員：まあ、通常の通所介護を行って、希望者にその、後ですか、デイサービスが終わった後に鍼灸をするということですか。

有限会社よもぎ：そうですね、はい。

小泉委員：鍼灸の料金は、無料ということですか。実費ですか。

有限会社よもぎ：今のところは自費でと考えておりますけど。

小泉委員：あ、自費で。私鍼灸詳しくないんですけど、医療保険とかじゃなくて自費でということですか。

有限会社よもぎ：そうです。

小泉委員：はい、分かりました、ありがとうございます。

事務局（佐藤副参事）：ありがとうございました。貴重な御意見がこれからのよりよいサービスに繋がると思いますので、他に御意見等ございませんでしょうか。是非よろしく願いいたします。

はい、館花委員よろしく申し上げます。

館花委員：館花と申します、よろしく申し上げます。質問というよりも、教えていただきたいところなんですけど、ここでいうトレーニングとは、筋力トレーニングですか。

有限会社よもぎ：筋力トレーニングになります。ただ器具は使わずに自分の体重を使ってトレーニングするので、関節には負担がかからないし、体にもいいと思います。

館花委員：あと、参考までになんですけど、色々な症状の軽減とありますが、色々というのは例えばどういうことを念頭においてらっしゃいますか。

有限会社よもぎ：内科的な疾患、糖尿病、高血圧、脳出血等の後遺症、あとは慢性的な痛み、痺れ、神経痛、婦人科系、耳鼻科系、何でも対応できると思います。

館花委員：それはストレッチとかトレーニングによってですか、それとも鍼灸によってですか。

有限会社よもぎ：どちらもですね。ツボのほうをまずトレーニングで刺激して、経絡を使って気の流れをよくしたりします。同時に筋肉もほぐれて循環もよくなりますので。

館花委員：どうもありがとうございました。

事務局（佐藤副参事）：慶長委員、お願いします。

慶長委員：慶長と申します。よろしくお願いいたします。ちょっと私も詳しいことは分からないのでお聞きしたいんですけど、デイサービスセンターというと、送迎してというイメージがありますが、今のお話だと、時間外に自費でやるということは、それ以降残って、希望に応じてやるということですか。

有限会社よもぎ：そうですね。まず、それでもいいですし、時間のほうを短縮しても。

慶長委員：デイサービスの時間を短縮するということですか。

有限会社よもぎ：はい。

慶長委員：はい、ありがとうございます。

事務局（佐藤副参事）：深川委員、お願いします。

深川委員：ちょっと基本的なことを教えて欲しいんですけど、機能訓練をするスタッフは何人くらいいるんですか。

有限会社よもぎ：機能訓練指導員一人と、介護スタッフ二人と、私の計四人でストレッチやトレーニングをやります。

深川委員：鍼灸の方は、専用のスタッフがいるのですか。

有限会社よもぎ：鍼灸の方は、私が鍼灸師なので。

深川委員：いわゆる鍼灸とストレッチを組み合わせで機能訓練を継続していくという。デイサービスの後にということですね、鍼灸は。

有限会社よもぎ：そうですね、鍼灸に関してはデイサービスの後に、まあ、前か、最後か、まあ後になると思うんですけども。

深川委員：二つがセットだということですか。鍼灸だけ、トレーニングだけ、それを利用者が選べるというシステムですか。

有限会社よもぎ：介護保険のサービス内では、鍼灸は、入っていないんですね、入っていないと認識していますので。

深川委員：利用者が希望するということですね。

有限会社よもぎ：そうです、はい。

事務局（佐藤副参事）：坂本会長、お願いします。

坂本会長：我々はよもぎさんによりよいデイサービス、質の高いことをやっていただきたいということでありますので、もう12月1日から運営なさるんでしょうから、多くの利用なさる市民の皆様、それから、介護保険の中でやるわけですので、保険者である八戸市の方から見ても、良いデイサービスの運営になっていることを評価されるように努力してがんばっていただきたいと考えております。よもぎさんの今のお話では、デイサービスの時間を短縮して、というふうなことです。デイサービスの時間というのは登録をして行うもので、時間が短縮されたりすると、減算の対象になることもありますので、誤解されないように、適切に運営していただかないと。9人の利用者ですね、日曜が休みですから、月曜から土曜までやるわけですね、そうすると、配置基準というのものもあるわけですので、希望者が出たので鍼灸のほうをやったら、送迎する人がいなかったと、そんなことで利用者の方が不便を感じたということのないように。よもぎさんのところの患者さんを増やすためにやっているのか、あるいはそうではなく地域でデイサービスをやっていくということの延長上によもぎさんがやっているという、まあそういうふうに私はとらえたいと思っていましたので、是非その辺を多くの皆様から分かるように、運営者だけで区別していますと言っても、外から見たときに、保険者、市のほうから、きちっと評価されるように、くれぐれも減算等が発生しないように、指摘されないように、大いにいいデイサービスの運営を私としては期待していますので、がんばって欲しいと思います。

有限会社よもぎ：はい、ありがとうございます。

事務局（佐藤副参事）：ありがとうございました。他に御意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもって、有限会社よもぎへの質疑応答は終了いたします。「有限会社よもぎ」さんは、以上の委員の皆様のお意見を踏まえ、今後の事業内容について検討の上、進めてくださるようお願いいたします。

以上で「有限会社よもぎ」は退室となります。

それでは次に、開設希望がありましたもう1者である「株式会社ブーケ」さんから事業内容等について説明を受けたいと思います。

資料等の御準備はよろしいでしょうか。それでは、株式会社ブーケさんお願いいたします。

株式会社ブーケ：よろしくお願ひいたします。平成29年1月1日に地域密着型通所介護事業所開設予定の株式会社ブーケの管理者をさせていただきます、泉山と申します。デイサービスで行う内容について御説明をさせていただきますたく、本日お時間をちょうだいいたしました。

私の自己紹介から簡単にお話させていただきます。私は、病院栄養士として、林料理学校等の教師として勤務いたしまして、その後社会福祉法人道友会で15年勤務しております。道友会ではデイサービスセンター、障がい者支援施設の勤務を経て、現在有料老人ホームとヘルパーステーションの運営にも関わらせていただいております。現在の職場の有料老人ホームでは、多くの利用者様から自分の足で歩けなくなり寝たきりになったらどうしよう、との不安の声を多く聞いております。年齢を重ね、衰えていく身体機能の低下を心配し、施設の中で辺りを必死で歩行している様子を目にし、適切な機能訓練の必要性を強く感じております。このたびの開設予定のデイサービスは、御利用者様の身体機能向上と精神的機能向上を目指し、ちょっと前の自分－健康を取り戻す－をコンセプトに、心と体の機能訓練を目的にした介護サービスを提供させていただくものです。サービス提供内容は、午前三時間、午後三時間の半日型で、四台のマシンを使った個々の身体機能に合わせた機能訓練、そして超音波治療器を使用したはりケア、嚥下機能向上のための口腔ケア、失禁防止のための体操、介護予防運動指導員による介護ストレッチなどの提供を行い、コンピュータで負荷を管理しておりますので、介護度の高い人でも安心して取り組んでいただける内容になっております。また、個々のプログラムを実施するにあたり、機能訓練指導員や、採用予定の職員には、介護予防運動指導員の資格取得を予定しておりますので、介護予防のプロとして、サービスを提供させていただく予定です。機能訓練以外の取組みといたしまして、管理者を務める私自身の栄養士経験を活かした生活習慣病予防のアドバイス、また栄養面を配慮したおやつ提供など、御利用者様の日々の楽しみや刺激になればと考えております。地域住民に愛される身近な施設として、地域に根を張る介護を実践していく所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（佐藤副参事）：ブーケさんどうもありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何か御意見等ございませんでしょうか。

小泉委員よろしくお願ひします。

小泉委員：小泉と申します。よろしくお願ひいたします。

ちょっと私、聞き逃したかも知れないんですけど、道友会さんに今も勤務しているんですか。

株式会社ブーケ：退職予定でおりますので。まだ今現在勤務しております。

小泉委員：退職して、こちらのデイサービスを新たにということですね。特に関連施設とかグループとかそういうことではないんですか。

株式会社ブーケ： 関連施設等ではないです。

小泉委員： はい、ありがとうございます。もう一つよろしいですか。四台のマシンを設置するというのでしたけれど、いわゆるパワーリハのようなトレーニングマシンを置いてということで、今も八戸市内にパワーリハのデイサービスが3、4件ぐらいあるんですけど、その中であえて新規に参入するという、その辺の理念というか、何を特徴にして既にあるところにまた参入するのかというところをちょっと聞かせていただきたいんですが。

株式会社ブーケ： はい。実際今有料老人ホームで施設長として運営しているわけですが、そこで必要とされているものというのは、単なる機能訓練だけではないものも、日々の中で色々相談を受けながら感じております。その中でやっぱり口腔ケアのところも、嚥下困難な方ですと死に至ることもありますし、色々、給食のあたりでやりたいものもたくさんあったんですが、現実問題として時間の関係上とか、運営上の成り立ちとかで、機能訓練型のデイサービスでなければ出来ないものというのも数多く感じており、今の皆様が求めているものを実際に自分の手で行っていききたいという思いが非常に高まってきましたので、今回このような決断をして、参入させていただきたいと思っております。

小泉委員： はい。マシンのパワーリハをしながら栄養士としての資格を活かして口腔ケア、口腔リハビリといったことを重視していきたいということですね。おそらく栄養士さんが代表を務めるデイサービスというのは珍しいのかなと思いますので、是非がんばっていただきたいと思いません。以上です。

株式会社ブーケ： よろしく願いいたします。

事務局（佐藤副参事）： ありがとうございます。山田委員、よろしく願いいたします。

山田委員： 山田といたします。よろしく願いします。利用する立場として、定休日のところでちょっとお聞きしたいんですけど、土曜日曜というのははっきりしているんですけど、年末年始とお盆期間のところざっくりした感じで、例えば年末年始はいつからいつまでを想定している、お盆期間は13日から16日までを想定している等、その辺きちんとしたお考えがあればお聞かせいただきたいんですが。

株式会社ブーケ： お正月に関しましては、今のところは30日から3日までとか、あとはお盆の期間は13日から16日までとかとざっくりしたことしかまだ考えてはおらず、ある程度運営し始めてから変更になるかも分かりませんが、通常常識的なところということで考えております。

山田委員： はい。機能低下が起こっている利用者ということを考えると、長期というふうにいえるかどうか分からないんですけど、期間をあけることによって低下を抑えられるところが、もしかするとまた少し時間を要する可能性もあるのかという感じもしますので、そういう部分では

ある程度、俗に言うゴールデンウィークなど長期休暇みたいなところは少し考えて、再考してもらえれば利用者にとってはいいのかと思います。

事務局（佐藤副参事）：ほかにございませんでしょうか。慶長委員よろしく申し上げます。

慶長委員：こちら午前の部と午後の部になっているということは、そこで切り替わるということなんですかね。

株式会社ブーケ：午前の方と午後の方はまったく違う方ですので、送迎が通常の倍になるということです。

慶長委員：送迎が倍になるとのことですが、職員構成を見ると三人しかいないようですが。

株式会社ブーケ：今のところは三人ではなく四人を考えていますが、やっぱり難しいのかな、例えば急病とかあった場合や、何か所用がある場合もおそらくあると思うので、四人がちょうど担当になるとは考えてますが、申し訳ありません三人ということでの訂正とさせていただきます。

慶長委員：それではちょっと、スタッフというか職員が不足というか、結構大変なんじゃないかなと。できればもうちょっと増やして対応していただければいいかなというふうに感じます。

株式会社ブーケ：はい、分かりました、改善させていただきます。

事務局（佐藤副参事）：ただいまの説明に対しまして、何か御意見等ございませんでしょうか。

ほかに御意見等ないので、以上をもって、株式会社ブーケへの質疑応答は終了いたします。「株式会社ブーケ」さんは、以上の委員の皆様のお意見を踏まえ、今後の事業内容について検討の上、進めてくださるようお願いいたします。

以上で「株式会社ブーケ」は退室となります。

事務局（佐藤副参事）：以上で、本日の議事は全て終了となります。最後に、事務局から連絡事項があります。

事務局（前田次長）：それでは、次回の「地域密着型サービス運営委員会」の日程について、御連絡いたします。

日時は、10月17日月曜日午後1時00分から、場所は市庁本館3階第一委員会室を予定しております。

次回は応募法人からのプレゼンテーションを予定しておりますことから、会議終了予定時刻も午後4時過ぎとなる予定ですので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御出席の程、よろしくお願いいたします。

時期が近づきましたら、文書で御案内差し上げます。

連絡事項は以上です。

事務局（佐藤主幹）：それでは、これをもちまして、第1回地域密着型サービス運営委員会を閉

会いたします。